各　位

平成２４年５月２５日

会 社 名　　大 倉 工 業 株 式 会 社
代表者氏名　　代表取締役社長　髙濵和則
（コード番号　　４２２１　　東証第１部）
問合せ先
責任者役職名　取締役ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｾﾝﾀｰ総務部長
氏　　名　田中　祥友
（TEL　０８７７－５６－１１１１）

内部統制システムの基本方針の一部改定について

当社は、平成１８年５月１５日開催の取締役会において決議いたしました「内部統制システムの基本方針」につきまして、内部統制の一層の強化を図るため、この間の整備状況も踏まえて、平成２４年５月２５日の取締役会においてその一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の「内部統制システムの基本方針」は下記のとおりです。

記

１．経営及び業務執行の根幹となる基本理念

当社は、当社グループのみならず、全ての企業に共通する使命として「３つの使命」を掲げている。

［３つの使命］

悪をなさない　利益を生み出す　永続する

さらに、この「３つの使命」を実現するための経営理念を定めている。

［経営理念］

人ひとりを大切に　地域社会への貢献　お客様を第一に

当社の取締役は、この経営理念に基づいて経営を行う。

また、当社は創業以来、製造加工業を中心に様々な事業活動を行ってきた。その事業活動が創造した製品やサービスは「真心を包み、幸せを守り、技術を進化させる」ものとして社会に受け入れられてきた。この言葉が、当社の事業価値であり、当社の事業コンセプトを表している。

さらに、「包む」、「守る」、「進化させる」という言葉を英訳し、その単語の頭文字を取って「３つのＰ」という言葉に集約し、当社の事業活動を象徴する標章として、社内外への浸透を図ってきた。当社の事業活動がより一層社会に認められるならば、この「３つのＰ」は、当社のコーポレート・ブランドにまで進化できるものと考える。

［当社の事業価値］

３つのＰ

真心を包み（Package）、幸せを守り（Protect）、技術を進化させる（Progress）

２．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法第３６２条第４項第６号及び会社法施行規則第１００条第１項第４号）

当社は、事業活動において法令等を遵守するためにコンプライアンス・プログラムを策定している。これは、三つの部分で構成される。

第一に、組織として二つの委員会を設置している。「コンプライアンス委員会」は、社長を委員長とし、取締役を中心として構成する。同委員会は、重要事項の決定や改善勧告等を行う。また、監査役もオブザーバーとして原則毎回参加する。「コンプライアンス実行委員会」は、各部署より選出された従業員で構成し、浸透活動や各種通達等を実施する。

第二に、内部通報制度を制定している。社内でコンプライアンス違反事項を発見した従業員は、社内及び社外に設置された二つの窓口に対して、電話等の手段を用いて通報することができる。また、これらに加えて、顧問弁護士に直接通報または相談することもできる。会社はこの通報を理由とする不利益処分を一切行わないと明言しており、規程や社長宣言文内に明記している。以上により、コンプライアンス違反事項を早期に察知し、事態の悪化防止を確保する。

第三に、当社は「３つのＰ」という事業価値を実現するための価値基準として、「経営基本構想 2004」という文書規程を定めている。その内容をさらに掘り下げることにより、「倫理綱領」、「倫理行動基準」、「ケーススタディ集」という三つの文書規程を定めている。そして、これら全ての文書規程を一つのファイルにまとめて全従業員に配布するとともに、改訂の都度新たに配布している。

当社は、このコンプライアンス・プログラムの内容を定期的に見直すとともに、違反事項の発生時には改善勧告や懲戒処分を行うことにより、法令遵守の体制を維持する。

３．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第１００条第１項第１号）

当社は、業務文書の作成・管理・保存について規定する文書管理規程を定める。この規程にしたがい、取締役の職務執行に係わる情報を文書または電磁的媒体に保存し、管理する。取締役及び監査役は、この文書または電磁的媒体を常時閲覧できる。

４．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第１００条第１項第２号）

当社は、コンプライアンス、法務、知的財産、環境、情報セキュリティ、安全衛生等に係わる各種の全社的なリスクについて、コーポレートセンターの各担当部署が有機的に連携しながら網羅的に管理する。特に製品の品質については、専門部署が全社的な観点に基づき、各事業部門の品質管理担当部署と連携しながら定期的に品質内部監査を実施するなどして、品質マネジメントシステムの維持改善に努める。

これらの各担当部署は、日常的にコーポレートセンター内及び各事業部門との間で情報交換や意見聴取を行い、損失の危険に関わると思われる情報については、都度コーポレートセンターを担当する各取締役を通じて取締役会及び監査役会に報告を行う。

また、天災や事故災害等の重大事態の発生時には、コーポレートセンターを中心とする緊急対策本部を設置し対応する。

５．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第１００条第１項第３号）

当社は、取締役会を原則として月２回開催して、事業の進捗状況の把握と重要事項の決定を行う。監査役は、取締役会に出席して事業状況を把握するとともに、法令及び定款に抵触する可能性のある事項や非効率な職務遂行に関しては、その都度指摘し改善を勧告する。社外監査役としては､弁護士･公認会計士等の専門的知識と経験を備えた３名を選任している。

また、当社は定款により取締役の任期を１年と定めている。この目的は、取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するためである。

加えて、当社は経営会議を原則として月１回以上開催して、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する事項の協議及び調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項の協議検討を行うことにより、取締役会の意思決定を円滑かつ迅速に行えるように支援する。さらに、執行役員を選任し業務執行の責任と権限を委譲することにより、取締役会の決定事項をより迅速に執行できる体制を構築する。

また当社では、コーポレートセンター担当部署が年度予算計画及び３ヵ年にわたる中期経営計画を策定し、この計画に基づいて事業計画の立案と進捗管理を行う。そして、定期的に計画と実績の乖離をチェックして目標の達成に努める。

また当社は、企業理念や事業計画について投資家等の理解を得ることにより、事業の効率的な運営を行うことを目的として積極的なＩＲ活動を行う。

６．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第１００条第１項第５号）

当社は、子会社関連会社運営基準を定めており、当社のグループ子会社及び関連会社は、原則的にこの基準に従って経営及び業務運営を行う。また、当社のグループ子会社及び関連会社は､各事業部門管轄子会社･関連会社とコーポレートセンター管轄子会社に二分される。各事業部門管轄子会社・関連会社においては当該事業部門長が、コーポレートセンター管轄子会社については担当取締役が各々の経営の指導及び支援を行うとともに、必要に応じてコーポレートセンターが助言や支援を行いながら、各社の業務運営の適正化を図っている。

また、各子会社・関連会社が多額の投資等の重要事項を決定する際には、親会社の経営会議及び取締役会に上程または報告することにより、適正な業務執行を可能としている。

また当社は、当社のコンプライアンス・プログラムの一部をグループ子会社及び関連会社と共有し、グループ子会社及び関連会社の取締役と従業員が一体となった遵法意識の醸成を図る。特に内部通報制度に関しては、グループ子会社及び関連会社で働く全ての従業員が当社の通報窓口に直接通報できる制度を設ける。

また当社は、グループ経営者会議、グループ監査役会議を定期的に開き、グループ子会社及び関連会社の社長及び監査役との意見交換を行なう。

７．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

（会社法施行規則第１００条第３項第１号及び第２号）

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

８．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（会社法施行規則第１００条第３項第３号）

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、これを直ちに監査役会に報告する義務を負う。

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常時取締役会に出席する。また、各事業部会議や全社安全大会、グループ経営者会議等にも出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

さらに監査役は、当社のコンプライアンス委員会に参加し、内部通報の状況をヒアリングするとともに、当社の法令遵守の状況をチェックする。

９．その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
（会社法施行規則第１００条第３項第４号）

監査役会は、代表取締役との定期的な会合において意見交換を行う。

また監査役会は、会計監査人との定期的な会合を行い、会計監査内容の報告を受けるとともに意見交換を行う。

以　上